

製鉄記念広畑病院 感染対策指針

I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者様やご家族様をはじめ、病院にかかわるすべての人たちを感染から守るために『標準予防策（スタンダードプリコーション）』の観点に基づいた医療・看護行為を実践しています。あわせて感染経路に応じた予防策を実施します。

また、病院内外の感染症情報を広く収集して院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。さらに、院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施・評価を行い、事例の発生の原因となった感染対策の改善に努めます。

院内感染対策活動の必要性・重要性を全ての病院職員（派遣・委託職員を含む）が高い意識をもって積極的な取り組みを行っています。

II. 院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策組織に関する事項

(1) 院内感染防止対策委員会

感染防止に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討しています。

(2) 感染対策室

病院全体の医療関連感染に関する問題を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策の役割を担うために、院長直轄の部門として感染対策室を設置する。

(3) 院内感染対策チーム（ICT）

院内の感染防止対策に関する実働的組織としてICTを設置し、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染問題の相談・対応を行っています。

(4) 感染管理スタッフ（ICS）

ICTの下部組織として設置し、定期的な会議を行いICTと現場をつなぎ、情報交換、現場での感染対策の実践を行っています。

2. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染に対する研修会を年2回、新入職者を対象とした研修会を行います。さらに、院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育・研修を行います。また、

院内のネット上から感染対策マニュアルや感染対策指針をいつでも閲覧できるように整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

3. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、各部署に報告し注意喚起を行います。ICTで発生状況を把握し、必要に応じて感染対策の周知や指導を行います。また、感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、情報を共有し必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。随時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ院内感染対策委員会を招集します。また地域の医療機関や姫路保健所へ連絡、報告を行い速やかに連携と対応します。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて理解と協力をお願いします。

6. 地域連携に関する事項

地域の病院・医療施設と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。

7. その他

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染防止のための基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。全職員が手指衛生などを行い、院内感染の予防に努めています。

全国のサーベイランスに参加し、感染防止対策を推進しています。

平成20年 8月 1日 策定

平成25年10月 9日 改訂

平成26年11月13日 改訂